

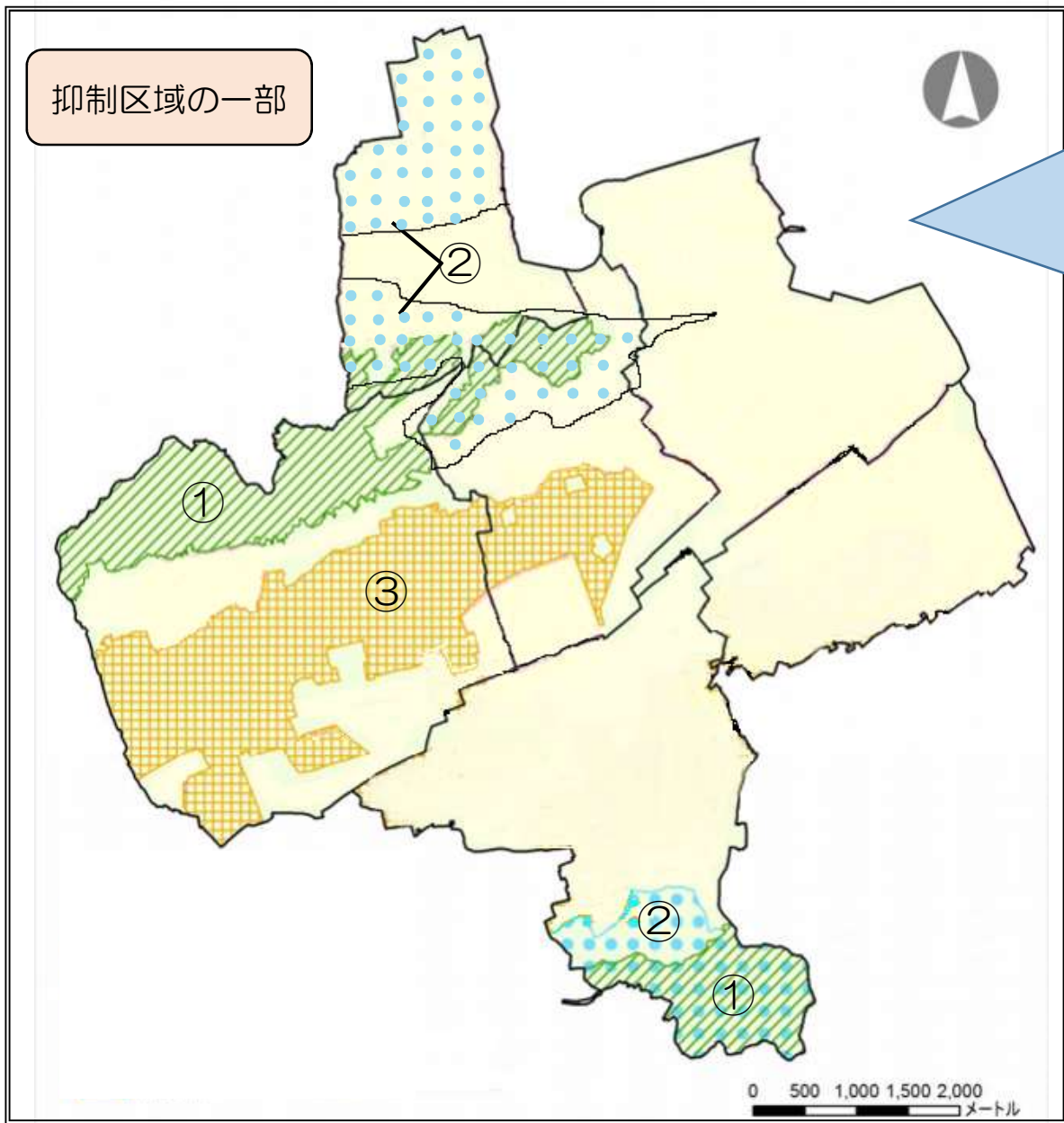
## 前回（第2回）の審議会で出された意見（概要）について

【資料1】  
令和4年9月20日  
入間市環境審議会

No.	意見(委員)	事務局の考え方
1	洪水で壊れたままにされるといふことがあるので、水害のあるところを抑制区域に入れたほうがよいのでは。 (森委員、中村委員、永井委員)	洪水ハザードマップに記載されている洪水浸水想定区域を抑制区域とします。
2	10キロワット未満の設備についても何らかの規制の対象としたほうがよいのではないかと。 (永井委員、高村委員、手島委員)	抑制区域内においては、10キロワット未満の設備も規制の対象とします。
3	地域住民への説明は、ただ実施すればよいということか。地域の賛成が得られるような形で事業者の説明してほしい。 (中村委員)	地域住民への説明会については、市との事前協議を行った後に実施するよう条例(案)で規定しています。市は事業計画について、災害防止や環境保全対策が適切に採られているか確認し、十分な対策が採られていないと判断した場合には、事業者に対し計画の見直しや修正を提案し、地域の賛同が得られる計画となるよう指導、助言を行います。 条例(案)では、説明会実施後に、実施内容を市長に書面で提出するよう規定します。
4	生活環境に影響を及ぼさないように基準を見直してほしい。 (森委員、手島委員)	「基準」については、環境省報告をもとに、生活環境に一定の影響が及ぶ範囲を事業区域の境界から50メートルとしました。 近隣の生活環境への影響を少なくするために、事業者との事前協議において、適切な対策を行うよう指導、助言を行います。
5	太陽光発電設備の設置にあたっては、緑地の確保に配慮してほしい。 (森委員)	「緑地の確保」については、事業区域の隣地境界の立木は極力残し、伐採する場合は隣地境界周辺に新たな植栽を行うなど、環境や景観に配慮するよう条例施行規則で規定します。

## 抑制区域一覧（案）

No.	区域の名称等	該当箇所	根拠法令等
①	近郊緑地保全区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入間近郊緑地保全区域</li> <li>・狭山近郊緑地保全区域</li> </ul>	首都圏近郊緑地保全法 (昭和 41 年法律第 101 号)
②	県立自然公園の特別地域及び普通地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・奥武蔵自然公園</li> <li>・狭山自然公園</li> </ul>	埼玉県立自然公園条例 (昭和 33 年埼玉県条例第 15 号)
③	入間農業振興地域整備計画で定めるA地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金子地区</li> <li>・東金子地区</li> </ul>	入間農業振興地域整備計画 (昭和 48 年度)
④	砂防指定地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・9 溪流 (前堀川、大沢川他)</li> </ul>	砂防法(明治 30 年法律第 29 号)、埼玉県砂防指定地管理条例(平成 15 年 3 月 18 日条例第 45 号)
⑤	鳥獣保護区、特別保護地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・狭山丘陵の一部</li> </ul>	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成 14 年法律第 88 号)
⑥	洪水浸水想定区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハザードマップに記載されている区域</li> </ul>	水防法 (昭和 24 年法律第 193 号)
⑦	土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハザードマップに記載されている区域</li> </ul>	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成 12 年法律第 57 号)
⑧	国宝・重要文化財、重要有形民俗文化財、登録文化財、特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物（建造物と一体をなしてその価値を形成している土地を含む。）の指定地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5 箇所</li> </ul>	文化財保護法 (昭和 25 年法律第 214 号)
⑨	県指定有形文化財、県指定有形民俗文化財、県指定史跡名勝天然記念物、県指定旧跡（建造物と一体をなしてその価値を形成している土地を含む。）の指定地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3 箇所</li> </ul>	埼玉県文化財保護条例 (昭和 30 年埼玉県条例第 46 号)
⑩	市指定文化財（建造物と一体をなしてその価値を形成している土地を含む。）の指定地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・71 箇所</li> </ul>	入間市文化財保護条例 (昭和 37 年条例 13 号)



①近郊緑地保全区域

②県立自然公園地域

③入間農業振興地域整備計画  
で定めるA地区

入間農業振興地域整備計画で定める優良茶園地帯であり、当市の自然的な土地利用を象徴する地区です。

【補足説明】

- ・抑制区域一覧（案）の④～⑩は、区域を地図上に記載するのが困難なため、表示していません。
- ・①～⑩を除いた区域が設置可能区域。
- ・建築物の屋根、屋上への設置は全区域で可能です。